

アライグマ・ヌートリアの 捕獲箱（箱わな）の貸出し に係る注意事項等について

猪名川町 農業環境課

◆使用条件について

- 捕獲箱(箱わな)(以下「捕獲箱」という。)の貸出しにおいて発生した事故等については、借用者の責任において対応いただき、町は一切の責任を負いません。
- 捕獲箱の設置場所は、自己所有地内で行ってください。(自己所有地以外で設置する場合は、必ず土地所有者に同意を取ってから設置してください。)
- 猪名川町アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づき、使用はアライグマ・ヌートリアを捕獲することを目的とします。
- 捕獲箱の破損・紛失については、借用者において補修・弁償等の対応をしていただきます。

◆設置について

- 捕獲箱は、侵入経路に設置します。足跡等で確認しましょう。
- 設置当初、捕獲箱に対する警戒心を解くため、蓋(ふた)が閉まらないように蓋の下に差し棒をして、わざとエサだけ食べさせるのも一つの策です。また、捕獲箱に誘導する為の撒き餌(まきエサ)も有効な手段の一つです。
- 動物は個体差がある為に、簡単に捕まる事もあれば、時間がかかる事もあります。

◆効果的なエサについて

- アライグマは雑食性です。
エサは匂いのある物・・・キャラメルコーン、から揚げ、甘い果物(りんご、バナナ等)、揚げパン、スナック菓子、ドッグフードなどが有効です。
- ヌートリアは基本草食性で、イネをはじめとする水辺の植物を食害します。
エサは、ニンジン、キャベツ、ダイコン、カボチャ などが有効です。
- ※アライグマ・ヌートリアが何を好むかは地域や時期によってまちまちのため、効果がない場合は他のエサを試してみてください。

◆貸出期間について

○捕獲箱の貸出期間は、個人申請の場合は1ヶ月以内1台、農会・自治会は原則3ヶ月以内2台までとなります。

○貸出期間が満了しましたら、速やかに農業環境課まで返却下さい。

◆アライグマ・ヌートリアの捕獲の注意事項

○設置した捕獲箱を子どもが手を触れたりして、ケガをすることがないように借用者が責任をもって適正に管理して下さい。

○捕獲箱にエサを設置するなどの作業をする場合は、必ずゴム手袋や軍手をして使用後はすぐ処分し、手洗いによる殺菌・消毒を十分に行うようご注意ください。感染症をもたらす危険性があります。

◆アライグマ・ヌートリアを捕獲したら

○アライグマ・ヌートリアを捕獲した場合は、農業環境課へ連絡するとともに、町(実施隊員)が回収するまでは、借用者が責任をもって管理して下さい。

○アライグマ・ヌートリアが暴れたり、ひっかかれたりして、ケガをする危険性があります。万が一、噛みつかれたり、ひっかかれたりした場合は、すぐに病院で診察を受けて下さい。

○誤捕獲(他の鳥獣を捕獲)した場合は、借用者において放獣して下さい。

【連絡・問い合わせ先】

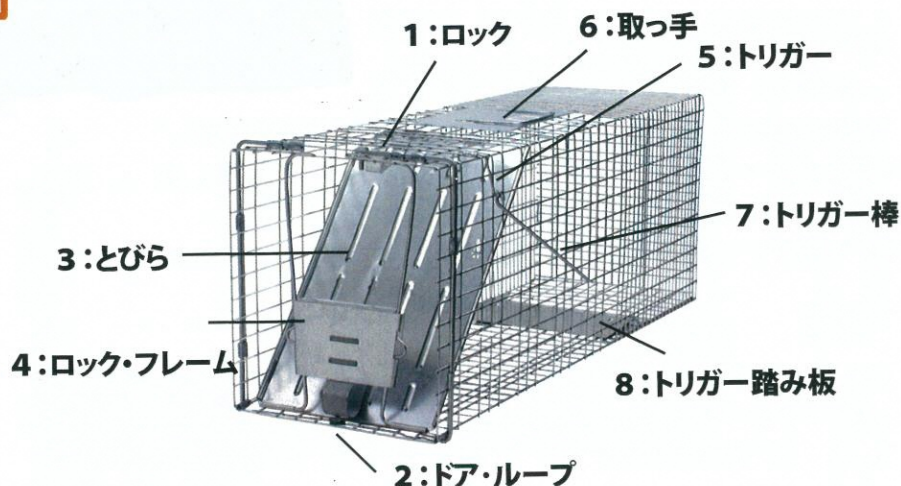
猪名川町農業環境課

TEL072-766-8709

平日(午前8時～午後4時)、休日、祝・祭日(午前8時～午後3時30分)

特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）捕獲檻設置方法

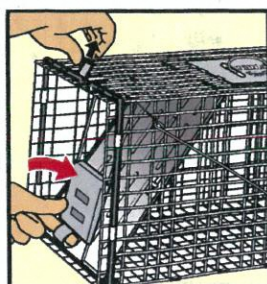
部品の名称



設置方法

1. ドアロック【1】を右手で持ち上げます。
2. 左手の人差し指をとびらについているドア・ループ【2】に通し、親指でロック・フレーム【4】を押しながらドアを持ち上げます。
3. 右手の親指と人差し指でトリガー【5】を前の方へ引っ張り、トリガーのフックでドアを固定することで設置完了となります。
4. エサは捕獲檻の背面からおおよそ5 cm程度の場所に置いてください。このとき、踏み板【8】の上にはエサを置かないでください。

※捕獲檻が適正に作動することを確認してください。確認方法は、ペンなどを使ってトリガー【5】の端を押してください。



捕獲対象動物

アライグマ



体長
40～60cm

尾長
20～40cm

体重
5～10kg

ヌートリア



体長
45～70cm

尾長
25～50cm

体重
6～9kg

捕獲対象外動物



ハクビシン

体長	50～70cm
尾長	40～65cm
体重	3.5～6kg



タヌキ

体長	50～70cm
尾長	13～25cm
体重	4～6kg



アナグマ

体長	40～60cm
尾長	11～15cm
体重	5～13kg



イタチ

体長	16～37cm
尾長	7～16cm
体重	115～650g



テン

体長	44～55cm
尾長	17～23cm
体重	0.9～1.5kg

アライグマ・ヌートリア捕獲依頼書	
令和 年 月 日	
猪名川町長 様	(申請者) 住 所 猪名川町 氏 名 電話番号 生年月日 昭和・平成 年 月 日生 職 業 (地区の代表者の方は、役職名を記入してください)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条の規定による鳥獣等の捕獲等を下記により依頼します。	
(1) 依頼する理由	☐ 農業への被害防止 ☐ 生活環境への被害防止 ☐ 自然生態系への被害防止 ☐ 人身への被害防止
(2) 捕獲する鳥獣の種類及び数量	アライグマ (頭) ・ ヌートリア (頭)
(3) 捕獲の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(4) 捕獲の区域	猪名川町 地内

<捕獲箱(箱わな)の貸出しを希望する場合>

捕 獲 箱 貸 付 申 請 書	
令和 年 月 日	
猪名川町長 様	(申請者) 住 所 猪名川町 氏 名
捕獲箱の貸付について、下記により申請します。	
(1) 数 量	基
(2) 期 間	捕獲依頼の期間と同じ
(3) 設置場所	捕獲依頼の区域と同じ
(4) 申請区分	☐ 地区の代表者からの申請 ☐ 被害を受けている農業者等(個人申請)

(注意) 1 本申請により貸付する「箱わな(法定猟具)」において発生した事故等については、借用者の責任において対応いただき、町は一切の責任を負いません。また、申請者の責任において保管・管理し、万一、自己の責に帰する事由により破損・紛失した場合には、同等品の返却を求めます。

2 捕獲の期間(農会・自治会)は原則3ヶ月以内(2台まで)とし、個人申請の場合は1ヶ月以内(1台)とします。
期間終了後は、すみやかに箱わなを返却してください。また、期間延長される場合もすみやかに手続きを行ってください。
期間終了後において、手続き等を怠った場合は、以後の貸付をお断りすることがあります。

連絡先：猪名川町農業環境課

TEL 072-766-8709 FAX 072-766-7725

貸出No.

※

※は町で記入します。